

平成 31 年 3 月 11 日

各 位

パ ラ カ 株 式 会 社

(TEL 03-6841-0809)

青森テレビによる誤報に関する訂正報道はいまだにありません。

当社は、『株式会社青森テレビ』に対し、平成 30 年 12 月 14 日付で、放送法第 9 条に基づき、報道についての調査を行い、平成 31 年 1 月末までに真実ではない放送をした放送設備と同等の設備放送により、本件放送と同等の視聴者が想定される日時、頻度、期間及び手段により訂正放送を行うように要請をいたしました。しかしながら、平成 31 年 3 月 11 日までにその訂正報道は確認できておりません。

『株式会社青森テレビ総務局長名』にて、平成 31 年 1 月 31 日付『回答書』を受領しています。その回答書によると青森テレビは、『**不適切・不十分な取材行為**（実際には株式会社青森テレビは当社に対して取材を全くしておりません。）』を認め、『**貴社（当社のこと）に焦点を置いたニュースにあつて貴社を取材しないことはありえません。取材を行つて貴社のご主張や反論、（意味不明な部分を中略）を放送に反映させるべきでした。**』などと自らの非を認め、反省の弁を述べているにもかかわらず、結局は『**事実誤認は存在しない**』などと主張し、訂正報道も行わず、相変わらず終始、無理な言い訳や論点のすり替えに徹しています。事実誤認が存在しないとの株式会社青森テレビの主張は、論理を捻じ曲げた結果であり、到底承服できる内容ではございません。

このような状況を鑑み、平成 31 年 3 月 11 日付で当社顧問弁護士より、『株式会社青森テレビ』に対して、訂正報道と、その具体的日時方法等について、平成 31 年 3 月末日までに報告するように申し入れ致しましたのでお知らせします。

以上